東京大学大学院農学生命科学研究科附属アグロバイオテクノロジー研究センター規則

令和３年４月１日　制定
改正　令和７年９月１８日

（趣旨）

第１条　この規則は、東京大学大学院農学生命科学研究科組織規則第３条第３項の規定に基づき、アグロバイオテクノロジー研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定める。

（目的）

第２条　センターは、東京大学大学院農学生命科学研究科附属の教育研究施設として、作物生産、環境浄化、微生物利用等を対象に、先進的な基礎農学研究を推進することを目的とする。

（部門）

第３条　センターに、次に掲げる部門を置く。

(1)　環境保全工学研究部門
(2)　細胞機能工学研究部門
(3)　植物機能工学研究部門
(4)　分子育種学連携部門
(5)　細胞遺伝学連携部門
(6)　応用微生物学連携部門
(7)　生物情報工学連携部門
(8)　森林化学連携部門
(9)　酵母発酵学連携部門
(10)　微生物エコテクノロジー連携部門
(11)　次世代バイオものづくり連携部門

（センター長）

第４条　センターに、センター長を置く。

２　センター長は、東京大学大学院農学生命科学研究科（以下「研究科」という。）の専任教授のうちから研究科教授会の議を経て、決定する。

３　センター長は、センターの管理及び運営を総括する。

４　センター長の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

５　センター長に事故があるときは、センター長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（運営委員会）

第５条　センターに、運営委員会を置く。

２　運営委員会は、センターの運営に関する重要事項を審議する。

３　運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

（事務）

第６条　センターの事務は、事務部総務課において行う。

（補則）

第７条　この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を

経て、センター長が別に定める。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年１０月１日から施行する。